

## 津波防災地域づくりに関する法律施行規則案及び関係告示案について

平成23年12月  
国土交通省水管理・国土保全局

### 1. 制定の背景

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定める津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号。以下「法」という。)が平成23年12月7日に成立したところであり、同法及び同法施行令(平成23年政令第 号。以下「施行令」という。)の規定に基づき、同法施行規則及び関係告示を定める必要がある。

### 2. 制定の概要

- (1) 津波防災住宅等建設区を定める場合の地方公共団体施行に関する認可申請手続及び津波防災住宅等建設区に関する図書(法第12条第1項関係)

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第52条第1項又は第12項の規定により土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要の認可を申請しようとする地方公共団体が、当該事業計画において津波防災住宅等建設区を定めようとするときは、認可申請書に土地区画整理法施行規則(昭和30年建設省令第5号)第3条の2各号に掲げる事項のほか、津波防災住宅等建設区の位置及び面積を記載しなければならないものとする。

津波防災住宅等建設区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならないものとし、設計説明書には、当該建設区の面積を記載するものとする。設計図は縮尺1200分の1以上とし、土地区画整理法施行規則第6条第1項の設計図と併せて一葉の図面とするものとする。

- (2) 津波防災住宅等建設区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物(法第13条第4項第1号関係)

法第13条第4項第1号の国土交通省令で定める工作物として、仮設の工作物を定めるものとする。

- (3) 市町村長が管理する津波防護施設の公示(法第14条第4項関係)

市町村長が管理する津波防護施設の公示、次に掲げるところにより都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- ・市町村、大字、字、小字及び地番
- ・平面図又は一定の地物、施設、工作物からの距離及び方向

- (4) 都府県境界に係る津波防護施設に関する協議の内容の公示(法第20条第2項関係)

都府県の境界に係る津波防護施設に関する協議の内容の公示は、次の事項を関係都府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- ・津波防護施設の位置又は種類
- ・管理を行う都府県知事

- ・ 管理の内容
  - ・ 管理の期間
- (5) 津波防護施設区域の指定の公示(法第21条第3関係)  
津波防護施設区域の指定の公示は、(3)に掲げるところにより、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- (6) 津波防護施設区域の占用の許可(法第22条第1項関係)  
津波防護施設区域の占用の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならないものとする。
- ・ 津波防護施設区域の占用の目的
  - ・ 津波防護施設区域の占用の期間
  - ・ 津波防護施設区域の占用の場所
- (7) 津波防護施設区域における制限行為の許可(法第23条第1項関係)  
津波防護施設区域において、津波防護施設以外の施設又は工作物の新築又は改築しようとするため許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならないものとする。
- ・ 施設又は工作物を新設又は改築する目的
  - ・ 施設又は工作物を新設又は改築する場所
  - ・ 新設又は改築する施設又は工作物の構造
  - ・ 工事実施の方法
  - ・ 工事実施の期間
- 津波防護施設区域において、土地の掘削、盛土又は切土をしようとするため許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならないものとする。
- ・ 行為の目的
  - ・ 行為の内容
  - ・ 行為の期間
  - ・ 行為の場所
  - ・ 行為の方法
- (8) 津波防護施設管理者が津波防護施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為等の公示(施行令第5条第2項、第6条第2項関係)  
津波防護施設管理者が津波防護施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為等の公示は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- (9) 占用料の基準(法第26条関係)  
津波防護施設区域における占用料は、近傍類地の地代等を考慮して定めるものとする。
- (10) 競争入札における揭示事項等(施行令11条第1項及び第2項関係)  
監督処分に基づく代執行により保管した施設の売却に係る競争入札の際は、次の事項を揭示するものとする。
- ・ 競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
  - ・ 競争入札の執行の日時及び場所
  - ・ 契約条項の概要
  - ・ その他津波防護施設管理者が必要と認める事項
- (11) 津波防護施設の技術上の基準(法第29条第2項関係)
- ・ 津波防護施設の天端高が津波浸水想定に定める水深に係る水位に津波防護施設への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定めた水位以上であることを目的達成性能とする。

- ・地形、地質、地盤の変動その他の状況を考慮し、自重、水圧及び波力並びに地震の発生、漂流物の衝突その他の事由による振動及び衝撃に対して安全な構造とすることを津波防護施設の安全性能とする。
- ・津波防護施設の型式や諸元の決定に当たっては、津波による水位及び流れの作用を考慮することとする。

(参考1) 津波防護施設の目的と機能、施設形態

- ・最大規模の津波に対して人命を守ることを目的に、遡上した津波の流れが減衰した内陸部において背後の市街地への津波による浸水を防止する機能を有する盛土構造物及び護岸、胸壁、閘門をいう。

(参考2) 津波防護施設の技術上の基準を運用するにあたっての技術的助言

- ・漂流物としては、陸域に元々存在し、所有者が不特定となる自動車及び木造家屋由来の流木等を対象とする。
- ・盛土構造物及び護岸については、道路や鉄道等の盛土構造物との兼用工作物を想定していることから、道路や鉄道等の関係する既存の技術基準を参照することとする。
- ・胸壁及び閘門については、海岸保全施設の関係する既存の技術基準を参照することとする。
- ・閘門については、具体の設計において、想定する津波の発生頻度がまれであることに鑑み、過度な水密性等を有する構造とならないよう留意することとする。

(12) 津波防護施設台帳(法第36条関係)

津波防護施設台帳は、帳簿及び図面をもって組成するものとし、帳簿及び図面は、一の津波防護施設ごとに調製するものとする。

(13) 国が費用を補助することができる兼用工作物に関する工事の範囲(令第15条第1号関係)

国が費用を補助することができる兼用工作物に関する工事は、道路又は鉄道と相互に効用を兼ねる盛土構造物であって、おおよそ500メートル以下のものとする。

(14) 延滞金(法第47条第2項関係)

延滞金は、負担金等の額につき年10.75パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額とする。

(15) 指定津波防護施設の指定の公示(法第50条第3項関係)

指定津波防護施設の指定の公示は、次の事項を都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- ・指定津波防護施設の指定をする旨
- ・当該指定津波防護施設の名称及び指定番号
- ・当該指定津波防護施設の位置
- ・当該指定津波防護施設の高さ

(16) 指定津波防護施設の標識の基準(法第51条第1項関係)

都道府県知事が参酌する指定津波防護施設の標識の基準は以下の通りとする。

○次に掲げる事項を明示したものであること。

- ・指定津波防護施設の名称及び指定番号
- ・指定津波防護施設の高さ及び構造の概要
- ・指定津波防護施設の管理者及びその連絡先
- ・標識の設置者及びその連絡先

○指定津波防護施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(17) 指定津波防護施設に関する行為の届出(法第52条関係)

指定津波防護施設に関する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めるものとする。また、届出書の記載事項は、行為の完了予定日、当該行為の対象となる指定津波防護施設の名称及び指定番号とする。

(18) 津波災害警戒区域の指定の公示(法第53条第4項関係)

津波災害警戒区域の指定の公示は、次の事項を、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- ・津波災害警戒区域の指定をする旨
- ・当該指定津波災害警戒区域
- ・基準水位

(19) 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書の送付(法第53条第5項関係)

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書の送付は、津波災害警戒区域位置図及び津波災害警戒区域区域図により行わなければならないものとする。

(20) 津波災害に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置(法第55条関係)

津波災害に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置は、次のものとする。

- ・津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域並びにこれらの区域における基準水位を表示した図面に法第55条に規定する事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。
- ・上記の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けられることができる状態に置くこと。

(21) 指定避難施設の指定に関する基準(法第56条第1項関係)

指定避難施設の指定に関する基準は以下のとおりとする。

- 構造耐力上主要な部分の構造は、津波により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとする。こと。
  - ・津波による衝撃の作用時に、構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、建築基準法施行令第3章第8節第4款の規定による材料強度によって計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。この場合において、開口部又はピロティを有するものについては、津波による衝撃力を一定程度減じて計算することができる。
- 地震に対する安全性に係る建築基準法若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定又は地震に対する安全上これに準ずる基準(建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられるもの)に適合すること。
- 津波による衝撃の作用時に、津波による浮力の影響等を勘案し、転倒し、又は滑動しないことが確かめられたものとする。こと。
- 漂流物により想定される衝撃が作用した場合においても容易に倒壊するおそれのないことが確かめられたものとする。こと。
- 津波による洗掘のおそれがある場合にあっては、自重による沈下その他の地盤の変形を考慮して、安全上支障のないことが確かめられたものとする。こと。

(22) 避難確保計画に定めるべき事項(法第71条第1項関係)

避難確保計画においては、次の事項を定めなければならないものとする。

- ・津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ・津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ・津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ・津波の発生時において避難促進施設における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

- ・前各号に掲げるもののほか、避難促進施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- (23) その他所要の措置を講ずる。

### **3. 今後のスケジュール（予定）**

公 布：平成23年12月26日（月）

施 行：平成23年12月27日（火）